

行政書士とちぎ

12

Dec. 2019

No.516



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士 とちぎ

2019年

12月号

CONTENTS

- 1 目次
- 2 三士会無料相談会開催
- 3 栃木県行政書士会の動き
- 3 ○自動車登録OSS研修会の開催
- 4 ○市民法務部 シリーズ「相続」 第2回研修会開催
- 4 ○中小企業支援部研修 第3回
　　「法人設立研修【第1回】 法人設立業務（総論）」
- 5 ○丁種封印制度研修会兼指定研修会及び効果測定の開催
- 6 ○申請取次行政書士研修会開催
- 6 ○建設業財務諸表研修会の開催
- 7 ○『経営・金融なんでも相談会』 開催
- 7 ○東京入管宇都宮出張所相談会報告
- 8 支部だより
- 11 栃木県行政書士カレンダー（1月）
- 12 曰行連だより
- 13 業務情報
- 14 おじゃましま～す！
- 15 支局かわら版（小山）
- 16 研修会のお知らせ
- 17 申請取次行政書士の動向
- 20 会員の動き

No. 516

今月の表紙

小田代ヶ原（日光市）

三士会無料相談会開催



【県北会場：大田原市総合文化会館（大田原市）】

11月3日（日）
大田原市総合文化会館において司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会の合同による無料相談会が行われました。

今年度は、7件の相談があり、行政書士会はそのう



ち4件の相談に対応しました。相談内容は、相続1件、贈与（文化財）1件、金銭貸借1件、土地利用1件であり、昨年と比較すると相談の種別はほぼ同じでしたが、内容につきましては、社会・生活の変化に伴って微妙に変化又は複雑化をしているように感じました。

三士会員が揃って行う三士会無料相談会は、相談者にとってメリットは大きいので、それを理解して頂くため、周知方法に検討の必要があるのではないか？と思います。

（那須支部 大森修一）

【県央会場：ショッピングモール ベルモール（宇都宮市）】

11月3日（日）、ショッピングモールベルモールにおいて司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会の合同開催になる「三士会無料相談会」が行われました。

今年の相談件数は全体で15件あり、そのうち7件を行政書士会で対応いたしました。内訳は、相続4件、遺言1件、建設業許可1件、契約書（中途解約について）1件でした。相続関連では、一通りの手続きの概要をご説明し、不動産の登記手続きは司法書士会に相談を引き継ぐなど、三士会ならではの連携を図ることができました。

無料相談という性質上、それぞれの相談者に対して満足な回答をするには限度があります。さらに詳しい相談を希望される方には、栃木県行政書

士会の連絡先をお伝えして、有料相談または行政書士に依頼することをお奨めしました。「今日は相談に来てよかったです」と笑顔で帰られた方が多くいらっしゃいました。行政書士会の広報活動の一助になれば幸いです。



（宇都宮支部 沼田龍之助）

【県南会場：イオン栃木店（栃木市）】

11月3日（日）午前10時より、イオン栃木店にて、司法書士・土地家屋調査士・行政書士による、無料相談会を実施いたしました。

今年はチラシを出し、イオンの1階で分かりやすい場所で行ったことも功を奏し、50件近くに及ぶ相談がございました。開始時刻の10時より前に人が集まり、一時は行列をなすほどの盛況ぶりでした。

その中でも特に、相続に関する相談が圧倒的多数で、三士それぞれ分担して相談に応じました。

栃木支部の司法書士・土地家屋調査士とも情報

交換をすることができ、大変有意義な相談会となりました。



（栃木支部 鈴木直弥）

栃木県行政書士会の動き

自動車登録OSS研修会の開催



10月29日（水）午後1時30分から同4時30分まで栃木県行政書士会館において、日行連自動車登録OSSセンター構想に係るVODによる研修会が開催されました。

そもそもOSSとは、自動車を保有するために必要となる多くの手続き（検査登録、保管場所証明申請）と税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標識交付手数料、自動車税、自動車取得税、自動車重量税等）をインターネット上で、一括して行うことを可能にしたのが「自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）」であります。

この研修は4つのテーマを4時間に分けて行われ、1時間目は、「行政書士と自動車業界」のテーマで（1）行政書士法の歴史と仕組み、（2）自動車業界の仕組みと業務、（3）日本行政書士会連合会その戦略と戦力

2時間目は、「行政書士とOSSについて」で、（1）行政書士とOSS手続き、（2）OSS手続きの流れ、（3）行政書士と拡大するOSS手続き、（4）自動車登録業務で行政書士が生き残っていくために

3時間目は、「封印制度の基礎」として（1）封印の意義と必要性、（2）封印制度の在り方、（3）

封印委託の種別、（4）出張封印制度

4時間目は、「OSS申請共同利用システム」の運用に向けてパソコン上での各種環境設定の仕方についての研修を実施し、終了後は受講者に対して終了証が交付され、支所の申し込みについて手続き等の説明がなされました。

今回の研修においては、参加者が4名と少人数ではありましたがあが、その関心度は高く、研修終了後の質問についても活発に行われ、OSS運用に対する高い意欲が窺われ、今後の活躍が大いに期待できる有意義な研修会となりました。

また、間もなく本県でも始まるであろうこのOSSの運用について、過日、運輸交通風営部、丁種封印管理委員会、自動車車庫証明申請センター協議会の合同協議会を開催し、支所を開設した会員が如何にしてスムーズに運用できるか、自動車登録業務で行政書士が生き残るための方策等についての意見交換をし、更に今後も協議会を重ね支所を開設される皆様が安心して業務を遂行できますよう、より良い方策を考えていこうと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。

（運輸交通風営部 相山有美）

市民法務部 シリーズ「相続」 第2回研修会開催

11月12日
(火) 午後1時
30分から同4時
40まで栃木県行政書士会館において、30名の会員が出席し、シリーズ「相続」第2回研修会が開催された。

今回は、「遺産分割協議書の作成」をテーマに本会会員である佐藤実会員に講義をしていただいた。佐藤会員には、本テーマを基に今年で3年目の講義であるが、毎年講義資料の内容が充実し、業務においても参考として活用できるものである。

講義は2部構成で、第1部は、遺産分割協議書を作成する上で重要な、相続人の確定、遺産の範囲と評価の確定、各相続人の具体的な相続分の確定及び相続法改正について、第2部は、メインテーマである遺産分割協議書の記載例とポイントについてである。

第1部では、相続人と被相続人のケース別事例を用いて相続人、被相続人によってどの範囲までの戸籍を収集しなければならないかを解説していただいた。その中で、被相続人の戸籍収集においては、出生から死亡までの記載がある戸籍を取る必要があるが、その戸籍が連続しているかどうか、判読方法がよくわからない会員



も多いのではないかと思われる。今回は、この戸籍の連続性を確認すべきポイントを講義いただき大変勉強になった。

また、相続関係説明図と法定相続情報一覧図のどちらを作成すべきかについてそれぞれの違い、書き方のポイント、メリット・デメリット、どのような場合に作成すべきか、法定相続一覧図が複数枚に亘った場合における記載方法等についても分かりやすく解説いただいた。

第2部では、遺産分割協議書の一般的な記載方法、相続財産別記載方法、ケース別記載方法についての解説があり、特に、ケース別では、代襲相続と数次相続の場合の比較と記載方法、成年後見人が選任されている場合、後見人が被後見人と利益相反となり特別代理人が選任された場合の記載例等に分類されており、非常に参考になるものであった。遺産分割協議書の作成をする上で、戸籍の収集、相続人の確定は非常に重要であり、講義資料を活用され業務に生かしていただきたい。



(市民法務部 大橋勝典)

2020年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、2020年版「行政書士手帳」の販売をしております。

2021年3月までの予定表入りですので、これからでもご活用頂けます。

1. 手帳の仕様 ビニールシート 黒 (169×83mm) 分冊方式・差込式

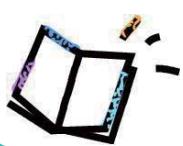
2. 價 格 1,150円

3. 販売方法 事務局にお越し頂ければその場で販売致します。

郵送ご希望であればお電話でお申し付けください(別途送料105円)。

(事務局電話番号: 028-635-1411)

※売り切れの時はご容赦ください。



中小企業支援部研修 第3回 「法人設立研修【第1回】 法人設立業務（総論）」

11月18日（月）13時30分より行政書士会館において、「法人設立研修【第1回】」が行われました。この日の参加者数は役員含めて27名。小倉純一会员による講義と質疑応答がなされました。

今回の研修の狙いは、株式会社・合同会社・一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・NPO法人と法人類似の組合である有限責任事業組合の制度の概要を理解することであり、目標は、依頼者から相談を受けた際にどの法人を選ぶべきか、それぞれの特徴を踏まえた選択ポイントについてアドバイスできるようになることです。

第1回は「総論」ということで、各種法人・組合制度の概要と選択のポイントについて説明をしていただきました。1時間40分の研修、みんな熱心に聞き入っていました。

第2回は「法人設立業務（各論）」になります。合同会社と一般社団法人の設立を中心に研修を進めていきます。12月16日（月）13時30分からです。

中小企業支援部研修第5回は令和2年1月27日（月）です。研修内容は「事業承継」です。講師は栃木県事業引継ぎ支援センター統括責任者山崎浩之氏をお招きします。

みなさまのご参加を心よりお待ち申し上げております。



（中小企業支援部 岡本祐樹）

丁種封印制度研修会兼指定研修会及び効果測定の開催

11月20日午後1時30分から当行政書士会に関東運輸局 栃木運輸支局主席運輸企画専門官

岡本和久様をお招きして「丁種（行政書士会）の封印委託業務」のテーマで講義をいただきました。

丁種封印とは2年前の法改正により、行政書士会が運輸局と直接封印委託契約を結び、所属する行政書士は行政書士会から再委託を受けて封印業務（出張封印）ができるようになったもので、丁種封印会員29名を含む参加者37名とともに運輸交通風営部員、封印管理委員会も同席し受講しました。

今回は専門家からの直接講義で、しかも他県に

おける誤封印の事故事例、対策、事故防止策の説明がなされ、皆真剣に聞き入り、参加者の封印業務に対する高い意欲が感じられる研修会となりました。

研修会終了後の午後3時からは、事前研修受講者9名が丁種封印業務等自動車登録業務に十分精通した行政書士であるかどうかを考查する「丁種封印事前研修会効果測定」が実施され、9名全員が合格となりました。

先輩丁種封印会員と共にご活躍されることをご祈念申し上げます。

（運輸交通風営部 相山有美）

申請取次行政書士研修会開催

11月21日（木）栃木県不動産会館で、毎年定期的に行っている「申請取次行政書士研修会」が開催され、本会の申請取次者62名と、多くの参加者があった。

本年も例年同様、東京出入国在留管理局宇都宮出張所の板倉邦信所長を講師に迎えた第一部と、本会の申請取次行政書士管理委員会による倫理研修懇談会の二本立てで研修会を行った。

第1部の板倉所長による研修会については、「永住許可に関するガイドラインの改正について」と題して、令和元年5月31日改定の永住許可に関するガイドラインの改定点や提出資料についての講義をいただいた。

第2部の倫理研修懇談会では、「最近の入管業務の実情について」と題し、申請取次行政書士委員会の永島副委員長と松野副委員長から申請取次制度の沿革をはじめ入管法違反での摘発事案や处罚規定についての話しがあり、実務の現状について活発な意見が交わされた。

入管法改正により関心の高まる業務であり、多くの申請取次者に参加していただきましたが、国際業務の特異性を理解し、更に気を引き締めて業務に向かう必要があると感じる研修がありました。



(国際部 伊澤恵子)

建設業財務諸表研修会の開催

11月27日（水）午後1時30分から、栃木県行政書士会館2階において建設業財務諸表の研修会が開催されました。

受講者は20名で、講師はワイズ公共データシステム株式会社 取締役の荻原隆仁様にお願いしました。

内容としては「財務諸表作成の留意点」「財務諸表作成実習」という構成です。途中、分析申請でよくある問い合わせ事例を交えながら、実際に財務諸表を作成してみました。

決算書の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書から注記表まで解説を交えながら、例題に数字を書き込んでいきます。その他にも細かな注意点について解説していただきました。

まったく建設業の業務経験がないという受講者でも、わかりやすかったのではないか。また、業務の経験があるという受講者にも知識として知らなかつた部分も少なからずあったと思います。

財務諸表作成について特化した資料はなかなかないので、今回の研修会は個人的にも収穫が多く、勉強になりました。

今後も、このように業務について具体的な研修会を企画していきたいと思います。その際、ご興味のある方はお気軽にご参加ください。



(建設環境部 江藤正巳)

『経営・金融なんでも相談会』開催

10月24日（金）午後1時より、台風などの大豪雨災害の傷跡もあちらこちらに残る中、足利商工会議所、すなわち旧足利銀行本店の重厚な歴史ある装飾が施された大会議室において、「経営・金融なんでも相談会」が開催されました。

この相談会は、日本政策金融公庫佐野支店の主催にて、中小事業者の皆様のご相談にワンストップでお応えし、積極的に経営支援することを目的に開催するものです。

中小企業支援部の事業として、足利支部に依頼し、当日は、杵渕徹会員、吉沢文雄会員両名が相談員となりました。

豪雨災害の後片付けに追われる企業が多くみられ、相談会は例年稀に見る低調なものとなりました。なお、日本政策金融公庫佐野支店より、台風などの豪雨災害に対する救済施策の説明もありました。

中小企業支援部では、今後もこのような相談会を、県内に数多く設けていきたいと事業活動しております。したがいまして、当部が主催する今後

の研修会に、より多くの会員の皆様が積極的に参加されることを切に希望してやみません。



(中小企業支援部 毛塚勝行)

東京出入国在留管理局宇都宮出張所相談会報告



11月8日（金）、11日（月）と2日間にわたり、午前10時から午後4時まで、東京出入国在留管理局宇都宮出張所で無料相談会を実施しました。8日には15件、11日には28件と、昨年の2倍近い相談者の対応に追われた。相談内容としては、在留カードに関する件が最も多かった。中には、在留資格認定、在留期間更新などに関する相談内容ももちろん含まれていた。

最後に、同出張所長に相談会の機会を設けていただいたことについてお礼を述べ、入管局を後にした。このような相談会が、来庁する外国人や入管局のスタッフにとって一助になれば幸甚だとの感想を覚えた。

(国際部 島田雍士)



© 高井研一郎
研一郎



【那須】

広報月間官公署訪問

広報月間活動の一環として、田渕徹顧問、一戸養子副支部長と私田沼は、大田原市長、那須町長、那須塩原市長及び各市町農業委員会、那須塩原・大田原警察署、県北健康福祉センター、大田原土木事務所、県北環境森林事務所などを訪問しました。

津久井大田原市長の訪問と各官公署訪問は10月15日に行いましたが、訪問予定日が台風19号の直後だったため、平山那須町長は10月31日に、渡辺那須塩原市長は11月8日に日程を延期し訪問しました。



市町長訪問の際には、例年の「広報月間の協力依頼と窓口規制のお願い」に加え、「災害被災者の支援について行政書士会が協力できること」をお話ししました。



大田原市では今年1月の新庁舎への移転後、庁舎内にポスターや立て看板などを一切掲示しない方針となったため、各階のロビーに設置してある液晶掲示板に広報月間ポスターを表示していただくよう依頼しました。窓口規制の表示板も窓口カウンター上に設置できなくなったため、今後どのような形で周知していただくか工夫が必要です。行政書士の存在をアピールするためにも、広報月間の官公署訪問の意義は大きいと感じています。

(支部長 田沼芳友)

【那須】

ゆめプラザ那須の無料相談会

11月2日（土）にゆめプラザ那須で第4回那須支部無料相談会を開催しました。毎年那須町で行われる相談会は相談件数もほとんどなく、例年通りかと思っていましたが、今回は無料相談会の周知方法を変えたことによる効果が絶大で、24件もの相談がありました。今回はこれまで取らなかった相談会のチラシを回観板に入れるという新しい方法を取りました。

4名の会員が参加してくれましたが、相談件数の多さに対応できず、お待ちいただいたり、出直していただいたりと休む間もなく、昼食を取る時間もありませんでした。

24件の相談のうち、21件が相続・遺言と多くの方がご心配されていることが今回の相談会でも見られました。その他は水道料の支払いや固定資産税の支払い、別荘地での管理会社のサービス等などに関するものでした。

多くの相談者に足を運んでいただいたことにより、本当に嬉しい悲鳴ですが、今後の相談会への対応の方法等も考える必要を感じる有意義な相談会でした。



(支局長 村上文夫)

【那須】

第1回那須支部研修会

11月28日（木）午後2時から那須支部研修会が那須塩原市西那須野公民館で行われました。研修会のテーマは「民法改正」です。講師を務めてくださったのは宇都宮支部の金田修治会員です。2部構成で前半は相続法、後半は債権法と分かり易く条文を交えてのお話をしてくださいました。

今回の改正は時代の変化に合わせてこれまでの判例等での積み重ねを条文に落とし込んでいたり、新たに創設され制度など非常にインパクトの大きなものです。改正ポイントも沢山あり、それぞれの業務によってはその改正ポイントを正確に反映させる必要があります。私達も今回の研修会を通じて得た知識をより深めて相談者に伝えられるようにならなければいけないことを改めて感じた研修会でした。



(支局長 村上文夫)



(支局長 星野良一)

【佐野】

佐野支部第4回理事会開催

11月11日（月）午後6時よりみすゞにおいて、令和元年度第4回佐野支部理事会が開催されました。正副支部長と理事の計7名が参加いたしました。



今回の理事会では9月26日(木)に足利支部と合同研修会を実施したこと、10月8日(火)に広報月間無料相談会を実施したことを報告事項として述べました。無料相談会は開始予定時刻よりも前に相談者がお見えになり、関心度の高さを感じ取ることができたことも併せて報告いたしました。

議案として市民公開講座の開催について、佐野市役所交通生活課が開催する合同相談会への参画

【小山】

小山支部 バス旅行

11月9日小山支部のバス旅行が開催されました。参加者は7名と少ない人数でしたが、ゆったりと楽しむことができました。7時に「道の駅思川」を出発し、桐生市内のノコギリ屋根の織物工場見学、織物会館、明治館を散策して、名物のうどんやで昼食です。少し早い紅葉を見ながら渡良瀬川をさかのぼり足尾に到着。足尾からはトロッコ列車に乗り換えて、渓谷美を楽しみ、最後は水沼駅の温泉でほっこりと。リラックスできた一日でした。幹事さんご苦労様でした。

渡良瀬の まだらな紅葉 鹿の声

についてを取り上げました。広報月間無料相談会では相続に関する相談案件が多く、市民のみなさまは相続に関する相談先を欲しています。現時点での合同相談会では相続に関する相談ブースはありません。行政書士が参画することにより相続の相談を受けることができますので、市民のみなさまのお役に立てるのと同時に行政書士の認知度向上につながればと考えております。10月に上陸した台風19号の被災者支援事業についても話し合いました。報道であったとおり、佐野市内では多数の方が被害に遭いました。支部会員で協力しながら被災された方の行政手続きを進めていき、平穏な生活に戻ることの一助になりましたら幸いに思います。

(支局長 中村光男)

【塩 那】

塩那支部研修旅行開催

今年は、11月16日（土）に埼玉方面に行き、紅葉狩りを満喫してきました。

雨が少し心配されましたが、宝登山に着く頃には日も差し、ハイキング日和となりました。山麓駅からロープウェイに乗り、秋の爽やかな空気と紅葉を楽しみながら奥宮まで登り強力なパワーをいただいた後、宝登山神社にて参拝をしてきました。

神社の本殿は、豪華絢爛な社殿となっており、様々な彫刻が施され、装飾も豊かで、一部に中国の逸話がモチーフとなっているものもありました。

歩いた後は喉を冷やし、地元料理に舌鼓をうちながら楽しく昼食をいただきました。

午後は、せんべいをほおばりながら、長瀬散策を楽しみ、妻沼聖天山へと向いました。

日本三大聖天山の一つで、国宝にも指定され、建築様式も日光東照宮と同じ権現造を用い、その絢爛豪華さは埼玉の日光東照宮と呼ばれております。

彫刻の一部には、囲碁をする人、獅子舞で遊ぶ子どもたち、相撲を取る人たち、そのどれもが穏やかで優しい表情を浮かべており、これらの彫刻は一枚板を掘って作られたものであり、日光東照宮に勝るとも劣らない技術の高さと美しさには驚かされました。

ちなみに、縁結びのご利益があるそうですので、皆様も色々な縁を求めて是非行かれては如何でし

ょうか。埼玉県の紅葉と歴史探訪、ハプニング等を含め、沢山の笑いと共に楽しい一日を過ごし、会員の親睦も深められたこと思います。



(副支部長 野澤幸子)

【小山・栃木】

小山支部・栃木支部研修会について

11月22日（金）午後1時より小山支部主催、栃木支部協力の研修会が、小山城南市民交流センター（ゆめまち）にて行われました。

税理士の田口裕太先生による「消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」について、税理士の視点から分かりやすいご講義を頂き、大変勉強になりました。

研修後は懇親会も開催され、小山支部と栃木支部の会員による活発な交流が図れました。

今後も連携し合い、県南地域を盛り上げていくためにも、継続事業として取り組んでいきたいです。



(支局長 鈴木直弥)



栃木県行政書士会カレンダー（1月）

日	予 定	時 間	主 催
1 水	事務局年始休業		
2 木	事務局年始休業		
3 金	事務局年始休業		
8 水	T I A相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談会 (於：足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
14 火	広報部会	13:00～	広報部
15 水	K I F A相談会	10:00～	国際部
	行政書士専門相談 (於：小山市役本庁舎地下1階市民相談室) (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
16 木	T I A事業者向け相談会	10:00～	国際部
20 月	行政書士無料相談 (於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
	U C I A相談会	15:00～	国際部
21 火	シリーズ相続研修会④「成年後見の基礎」、「成年後見が関係する相続の進め方」	13:30～16:40	市民法務部
22 水	行政書士専門相談 (於：小山市役本庁舎地下1階市民相談室) (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談 (於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室) (予約問い合わせ：相談会受付窓口 080-8720-9587)	10:00～12:00	小山支部
23 木	行政書士専門相談 (於：下野市保険福祉センター「ゆうゆう館」会議室) (予約問い合わせ：相談会受付窓口 080-8720-9587)	10:00～12:00	小山支部
	改正一般貨物自動車運送業法研修会	13:30～15:00	運輸交通風営部
24 金	無料相談会 (於：道の駅サシバの里いちかい 交流館施設)	14:00～16:00	芳賀支部
26 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
27 月	事業承継研修会	13:30～15:00	中小企業支援部
29 水	著作権研修会	9:30～17:30	市民法務部
31 金	財務事務所所長講話と国有財産に関する申請業務研修会	13:30～15:00	土地利用開発部

栃木県の最低賃金 ※詳しくは栃木労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ
【地域別最低賃金】すべての労働者に適用されます。なお、下記の特定最低賃金が適用となる場合は、その特定最低賃金の時間額以上の賃金を支払う必要があります。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
栃木県最低賃金	853円	R1. 10. 1

【特定最低賃金】 18才未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

塗料製造業	963円	R1. 12. 31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	910円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円	
自動車・同附属品製造業	917円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部品製造業	909円	
各種商品小売業	871円	

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
904	R1.11.14	OSS・封印業務担当者会議の開催について
915	R1.11.14	丁種封印の取扱いに関するお知らせについて
859	R1.11.14	令和元年11月分会費納入について（お願い）
973	R1.11.20	理事会の議事結果について
992	R1.11.25	「規制改革ホットライン」に係る意見・要望について（ご報告）
1007	R1.11.25	行政書士の農業委員への登用について（周知）
1009	R1.11.25	令和元年台風19号による被害状況等の報告について（お願い）
1017	R1.11.29	行政書士登録事務取扱規則様式等の一部改正について
1019	R1.11.29	令和2年度 新年賀詞交歓会及び理事会の開催について
1030	R1.11.29	改正行政書士法成立のご報告と御礼

事務局よりお知らせ 12/28(土)～1/5(日)は年末年始休暇となります。

よろしくお願いします。



令和元(2019)年 年末の
交通 安全 県民 繼ぐみ 運動

12月11日(水)～12月31日(火)までの21日間

16時からライト点灯
原則ハイビー

※対向車や先行車等がいるときは、ロービームに切り替えて下さい

主唱：栃木県 栃木県交通安全対策協議会

運動の重点

- ①子供と高齢者の交通事故防止
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④「ライト4(フォー)運動」の推進

携帯電話を使用した
運転はやめましょう！

(法律が一部改正されました)

携帯電話使用(保持)	改正前 (反則金及び基礎点数)	改正後 (反則金及び基礎点数)
大型車	7,000円	25,000円
普通車	6,000円	18,000円
二輪車	6,000円	15,000円
原付車	5,000円	12,000円

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
※ 道路における交通の危険を生じさせた場合の携帯電話使用等は、
罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金、基礎点数6点
に改正されました。



令和元年台風 19 号による災害の発生に伴う建設業法、浄化槽法及び建設リサイクル法上の特例措置等について～県土整備部より～

本県における県土整備行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添のとおり国土交通省から通知がありましたので、その写しを参考送付いたします。

貴職におかれましては、本通知の趣旨がより一層周知されるよう、傘下会員に対する案内について、よろしくお願ひいたします。

国交省通知 令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う建設業法上の特別措置等について.pdf

国交省通知 令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特別措置等について.pdf

国交省通知 令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について.pdf



境界協定図の交付について

～宇都宮市建設部道路管理課より～

標記の件について宇都宮市建設部道路管理課より周知依頼が届いております。

詳細については添付ファイルをご確認下さい。

境界協定図の交付について.pdf



農地法関係事務処理の手引きの改訂について

～県農政部より～

県農政部より「農地法関係事務処理の手引き」を改訂したとの案内がありました。

最新版の手引きは、県のホームページをご覧ください。



令和元年台風第 19 号災害の特定非常災害指定に伴う産業廃棄物処理業許可期間の延長等の措置について～県廃棄物対策課より～

標記の件について栃木県廃棄物対策課より事務連絡が届いております。

詳細については添付ファイルをご確認下さい。

栃木県環境森林部廃棄物対策課 案内文書.pdf



産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について～県廃棄物対策課より～

廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、この度、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員に周知くださるようお願いします。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準 改正概要.pdf

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準 新旧対照表.pdf

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準.pdf



氏　　名 大門 義典（おおかど よしのり）
事務所名称 行政書士大門事務所
所 在 地 鹿沼市下田町二丁目1077番地6
入 会 日 平成29年7月15日

先代がこの地で昭和48年に創業し、司法書士として10年というキャリアを持ち活躍されていますが、行政書士になられたきっかけは何でしょうか。

まずは、医療法人の登記関係を依頼されたのが、きっかけです。依頼元であるお客様から、すべての手続きを大門事務所でぜひやって頂きたいという話から、医療法人の移転、新規開設に伴う許認可等業務を行えるよう登録しました。

現在はどの様な業務が多いですか。

司法書士の業務に関連するものが多いです。例えば、会社設立に伴い、建設業許可を取得しなければならない場合です。行政書士の業務範囲は、幅広く、申請から許可までには、何度も役所等の担当者との打合せが必要となり、毎回勉強させられます。

業務を行う際に、心がけていることがありますか。

迅速かつ正確に、お客様のご要望にお応えすることと、一度お会いしたお客様の顔と氏名を覚え

るということです。

すばらしいですね。常にお客様第一に業務をされているわけですね。

一度仕事を依頼して頂いたお客様から、再度、依頼されるような仕事をすることを心がけています。お客様から再度依頼された時の喜びが、仕事への活力となります。

座右の銘がありましたら教えてください。

ウォルト・ディズニー氏の格言「現状維持では、後退するばかりである」を座右の銘として、毎年、前年とは異なる業務を一つでも多く取り入れることを心がけております。

また、知識・ノウハウのブラッシュアップを欠かさず、自信をもって業務にあたっております。

いかなる業務にも応対できるよう、日々勉強されているのですね。

今後の目標はありますか。

最先端の専門知識を絶えず研究し、世の中の変化に強く、日々前進する事務所を目指したいです。

例えば、来春先に民法の債権法の大改正があります。大改正に即座に応対できるようにしたいです。

趣味はありますか。

ウィンターシーズンの休日には、家族で新潟にスキーに行きます。趣味の時間も大切にしています。

公私ともに充実されていて、素敵ですね。

ご多忙中の応対ありがとうございました。

とても気さくで話しやすくかつ、誠実な大門会員。何でも気軽に相談できる頼れる方だと感じました。

是非、皆様もご相談等がありましたら、大門事務所を訪ねてみてはいかがでしょうか。

(鹿沼支局長 安納孝博)



美空ひばりの名曲に「川の流れのように」がある。「・・・いつかはまた晴れる日が来るから川の流れのように この身をまかせていたい・・・」川の流れを見ていると不思議に心が休まるものだ。

小山市の市街地を流れる思川は渡良瀬川に合流し、やがて利根川・江戸川に分岐する。鉄道が発達する明治の中期までは、舟運が盛んで、江戸時代には、江戸から東照宮への荷物やコメ、産物の運搬に使われてきた。

思川の名の由来は、河畔にある網戸神社の祭神が田心姫命（タゴリヒメノミコト）で、この「田」と「心」を組合せて「思」川と呼ばれたとの伝えもある。また、夫に嫉妬した妻が大蛇になって、夫を食い殺したという民話から、姿川と思川が名付けられともいわれる。「下野市の伝説」

思川の支流には、粕尾川（中流では小倉川とも呼ばれる思川本流）、南摩川、大芦川、黒川、姿川がある。全体的には左手の五本指を広げた形である。

左手の小指にあたる、姿川は宇都宮市大谷地区から下野市を流れて小山市で思川と合流する。この二つの川の合流点である高台の三拝河岸地区は、舟運で栄えた河岸であるが、筑波山、男体山、富士山が同時に見えることからこの名がつけられたという。川の名前は、「鬼怒川」や「巴波（うずま）川」など、濁流を連想する名前が多い中、「姿川と思川」、（民話を知らないければ）ロマンチックな名前である。

姿川は両側に田園が広がる中を流れている。川は自然には曲がりくねった流れとなるが、鬼怒川のように岩盤が浅いときは横に広がり、広い川幅となる。一方、川床が柔らかく高低差の少ない土地では、川は深く曲がりくねった、緩やかな川となる。姿川はこれにあたる。川は水運に適した川となる一方、大雨では排水が悪く、洪水災害に見舞われやすい。このために、姿川は大きく改修されて直線化し、洪水防止とともに耕作面積が増加した。過去の蛇行の痕跡は、宇都宮市西部から小山市北部の合流まで、五か所が「三日月湖」として今も残されている。貯水用の池として利用されてきたのだろうか。県内には少ない「残された川跡」である。

三日月湖は姿川上流から①県立こども博物館の対岸の公園外周部で、堰の跡もある。②600m

下流左岸（田圃の中に両岸の笠蓋が見える。）川岸には旧幕田河岸跡だろうか、玉石の護岸が一部残されている。③1km下流左岸、宇都宮市幕田町にあり、笠でおおわれている。④最も大きい釣り針形の三日月湖で下野市と壬生町との境界となる。大正6年と平成14年の地図を比較すると、大きな湾曲部が三日月湖として残っていることがわかる。水は澄み、湖畔には彼岸花が咲いていた。

(写真) ⑤小山市飯塚地内右岸にあり、太公望達が集う。河食崖上には長さ125m、高さ11mの前方後円墳である琵琶塚古墳と摩利支天塚古墳がそびえる。

この辺りは古墳群や国分寺跡、国分尼寺跡、国府跡、東山道跡、薬師寺跡、道鏡塚などの史跡が多い。下野市では「東の飛鳥」と名付けて、文化財の保護活動と観光化に力を入れている。近くには県・下野市・小山市の三か所の古代遺物資料館があり、土器や埴輪などが展示されている。多くの遺跡群は、古代日本の北辺の守りの前線地であったためと言われている。

川の流れは、よどんだり、奔流だったり、曲がりくねったり。その水は毎日違って、元に戻ることはない、人生と同じで。だから、川は見ていても飽きないのだろうか。できれば、いつも穏やかな、澄んだ川であってほしいものだ。

(支局長 星野良一)



シリーズ相続研修会の第4回は、成年後見が関係する相続を取り上げます。前半では成年後見の基礎的な部分を説明し、後半では成年後見人が被相続人となった場合と相続人になった場合に分けて説明します。

経験されることは多くないかもしれません、今後は増えていくことが予測される成年後見が関係する相続。受講されれば、そんな依頼があっても戸惑わないでしょう。戸惑いたくない会員の方はぜひご参加ください。

○開催日時 令和2年1月21日（火）13：30～16：40

○開催場所 栃木県行政書士会館2階

○研修内容、講師

シリーズ「相続」研修会 第4回

第1部 13：30～15：00（90分）

「成年後見の基礎」講師＝増山知司 行政書士

第2部 15：10～16：40（90分）

「成年後見が関係する相続の進め方」講師＝高山伸人 行政書士

○対象者 会員、補助者

○受講料 500円（毎回500円かかります）

○締め切り 1月16日（木）

※昨年度のシリーズ「相続」研修会を受講された方は、重複する部分もありますので、ご了承の上、お申込みください。

※シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立しており、受講したい内容の回のみの参加で問題ありません。申込みは各回ごとにお願いします。

経営状況分析申請は ネットコア にご相談ください！

建設業の財務諸表について…

気になることは何でも質問！

悩み解決！！ 書類作成もスピーディーに！

分析申請でお悩みのことはありますか？

財務諸表を作成したけど、大丈夫かな？

そんなときは、分析担当スタッフにご相談ください！

郵送・電子申請の他、書類持参による受付も行っています。

受付時間 月～金 9時～17時

大谷街道

宇都宮外環状線

西消防署

ローソン

スシロー

ペニーレイン

櫛木銀行 三の沢支店

鹿沼街道

Net-Core

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 ク莱インズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア

Q 検索

改正一般貨物自動車運送事業法研修会

運輸交通風営部 主催

- 開催日時 令和2年1月23日（木）13：30～15：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 一般貨物自動車運送事業法の改正について栃木運輸支局担当者よりご説明いただきます。
- 対象者 会員、補助者
- 講師 栃木運輸支局 担当者
- 受講料 無料
- 締め切り 1月14日（月）



栃木会の 申請取次行政書士 の動向	新規申出（11月） 更新申出（11月） 申請取次行政書士（11月末現在）	1名 5名 135名
-------------------------	--	------------------

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ【会員専用】ページ各種申請様式—申請取次行政書士—申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
次回の予約締切日：12月27日（金）受付日：1月8日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

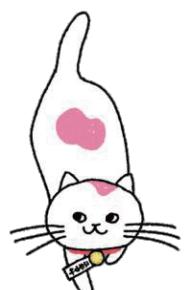
（更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）

補助者に関する手続きについて（ご案内）

補助者の設置・異動・廃止があったときには、遅滞なくお手続きをお願いいたします。
また、会員の氏名、法人名、事務所名称、事務所所在地に変更があったときも補助者証に変更が生じますので、お手続きをお願いします。

各手続きに必要な提出書類の詳しい説明や書式は、栃木県行政書士会会員専用ページの最初に表示されるページの「各種申請様式」よりダウンロードできます。



**研修
詳細****事業承継研修会**

中小企業支援部 主催

- 開催日時 令和2年1月27日（月）13：30～15：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 事業承継に関する行政書士業務に実践レベルで活用できる研修を目標として、栃木県事業引継ぎ支援センターにおける事業承継の具体的な取り組み事例について講義を頂いた後、少人数のグループに分かれ事業承継に関する想定事例を用いてグループワークによる演習や情報・意見交換を行います。
- グループワークやグループディスカッションでは、栃木県事業引継ぎ支援センターにおける事業承継に関する実際の相談事例などを元に作成された想定事例を使用することにより、事業承継を支援する行政書士の実務力の向上を目指します。会員の皆様の積極的な参加をお待ちしております。
- 対象者 会員（補助者の方は受講できません。）
- 講師 栃木県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 山崎浩之 様
- 受講料 無料
- 締め切り 1月20日（月）

**研修
詳細****著作権研修会（DVD研修）**

市民法務部 主催

研修をすべて受講し、効果測定で一定の成績を修めますと著作権相談員名簿へ掲載されます。
(過去に本研修を受講し、相談員名簿に掲載されている方は対象になりません。)

- 開催日時 令和2年1月29日（水） 9：30～17：30

- 開催場所 栃木県行政書士会館2階

- 研修科目等

時 間 割		研 修 科 目
1 時限目	9：30～11：00	著作権法概論①
2 時限目	11：10～12：40	著作権法概論②
3 時限目	13：30～15：00	著作権法概論③
4 時限目	15：10～16：40	著作権登録及びプログラム登録について
5 時限目	16：50～17：30	効果測定

- 対象者 会員（補助者の方は受講出来ません）

- 受講料 500円

- テキスト代 1,500円

- 昼食 希望者のみ（実質500円程度）

- 締め切り 1月20日（月）

※テキストの手配のため、締め切り厳守でお願いします。

※修了者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。

財務事務所所長講話と国有財産に関する申請業務研修会 土地利用開発部 主催

行政書士業務である国有財産に関する申請業務の基礎のほか、宇都宮財務所長のお話を直接聞ける貴重な機会ですので、一般教養としての受講も歓迎いたします。

- 開催日時 令和2年1月31日（金）13：30～15：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容
 - ・所長講話
 - ・国有財産に関する申請業務の基礎
- 対象者 会員、補助者
- 講師 財務省 関東財務局 宇都宮財務事務所
- 受講料 無料
- 締め切り 1月24日（金）

募 集

研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。（FAX：028-635-1410）

研修名		受講料	申込 〆切	申込		テキスト 申込	昼食 ¥500 程度
				会員	補助者		
1/21	シリーズ「相続」研修会（第4回）	500円	1/16			—	—
1/23	改正一般貨物自動車運送事業法研修会	無料	1/14			—	—
1/27	事業承継研修会	無料	1/20		/	—	—
1/29	著作権研修会（DVD研修）	500円	1/20		/	(1,500円)	
1/31	財務事務所所長講話と国有財産に関する申請業務研修会	無料	1/24			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

栃木県行政書士会員の動き

【行政書士法人設立】

(令和元年 11月 30日現在)

支 部・名 称	成 立 年 月 日	事 務 所	電 話	社 員
栃 木	R1. 11. 1	栃木市片柳町 2-1-46 栃木商工会議所 3階	0282-51-7702	代表社員 鈴木直弥
とちぎ行政書士法人 本店				
栃 木	R1. 11. 1	栃木市大宮町 2136-9	090-4611-3897	一般社員 小島和之
とちぎ行政書士法人 中央事務所				

【退 会】齋藤美一会員、久島 正会員のご冥福をお祈りいたします。

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
宇都宮	齋藤 美一	R1. 7. 10	死 亡	小 山	松本 守	R1. 11. 30	廃 業
那 須	久島 正	R1. 10. 4	死 亡	那 須	大槻 武徳	R1. 11. 30	廃 業
足 利	岡田 幸代	R1. 11. 27	廃 業	宇都宮	竹島 尚子	R1. 11. 29	廃 業

【変 更】

支 部	氏 名	変更事項	変 更 内 容
栃 木	鈴木 直弥	属性／名称 所在地	行政書士法人の社員／とちぎ行政書士法人 本店 栃木市片柳町 2-1-46 栃木商工会議所 3階
栃 木	小島 和之	属 性 名 称	行政書士法人の社員 とちぎ行政書士法人 中央事務所
宇都宮	松野 文武	所在地／電話番号	宇都宮市鶴田町 521-6 / 028-612-2991

令和2年 新春交流会のご案内

今年も下記の内容で「新春交流会」を開催致します。
今回は素敵な余興もあります。ぜひご参加ください。

日 時：令和2年2月14日（金）17時開会
場 所：宇都宮市上大曾町492-1
TEL 028-643-5555
「ホテル東日本宇都宮」大和西の間

※申込み方法は、事務局にお問い合わせください。



編集後記 もう幾つ寝ると・・・・。そんな時期になりました。比較的災害の少なかつた本県においても、本年は各地で多大な被害に見舞われました。
改めて、被害を受けた方々へのお見舞い申し上げます。新たに迎える年が、明るく幸せな年になる事を祈念して申し上げます。
(広報部 鈴木康夫)

行政書士とちぎ 12月号 №.516

発行人 横山眞
〒320-0046
宇都宮市西一の沢町1番22号
電 話 028-635-1411(代)
F A X 028-635-1410
メールアドレス
ホームページ
編集定価
印刷所
gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
<https://gt9.or.jp/>
広報部
250円
有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



栃木県行政書士会 令和2年
市民公開講座＆無料相談会



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
エキマサくん

相続・遺言について

相続手続きでお困りの方、いざという時のために備えておきたい方、書類作成の専門家「行政書士」が相続の基礎について解説いたします。

また、講座終了後、無料相談会も実施いたします。
どうぞお気軽にご参加ください。

入場無料
予約不要

宇都宮

2/15(土)

講 座 13:30
相談会 15:00

総合コミュニティセンター
大集会室

宇都宮市明保野町 7-1

佐野

2/15(土)

講 座 13:30
相談会 15:30

佐野市役所 1 階
市民活動スペース A B C

佐野市高砂町 1

矢板

2/16(日)

講 座 13:30
相談会 15:00

矢板市生涯学習館 2 階
研修室 1

矢板市矢板 106 番地 2

足利

2/22(土)

講 座 13:30
相談会 14:45

足利市民プラザ
101号室

足利市朝倉町 264

小山

2/22(土)

講 座 13:30
相談会 15:00

小山城南市民交流センター
ゆめまち

小山市東城南 4-1-12

那須
塩原

2/22(土)

講 座 13:30
相談会 15:00

いきいきふれあいセンター
(黒磯公民館)

那須塩原市桜町 1-5

主催 栃木県行政書士会 宇都宮市西一の沢町1番22号 ☎028-635-1411
後援 宇都宮市・佐野市・矢板市・足利市・小山市・那須塩原市・那須町



行政書士相談センター まるくいく
電話無料相談 028-638-0919

(月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん

©行政書士会